

朝 霞 市
資源物売払い
入札応募要領

令和 7 年 8 月

朝霞市資源リサイクル課

目 次

1	入札から契約までのスケジュール	・・・ 2
2	案件一覧	・・・ 2
3	応募から契約までの手続き	・・・ 3
4	入札参加資格要件	・・・ 8
5	問い合わせ先	・・・ 8

(様 式)

入札参加申込書	(様式第 1 号)	・・・ 9
誓約書	(様式第 2 号)	・・・ 10
入札書	(様式第 3 号)	・・・ 12
入札金額見積内訳書	(様式第 4 号)	・・・ 13
委任状	(様式第 5 号)	・・・ 14
質問書	(様式第 7 号)	・・・ 15

(資 料)

契約書 (案)	・・・ 16
---------	--------

(別 紙)

別紙 1

資源物 (アルミ缶プレス) 売払い単価契約 (10 月～12 月) 仕様書	・・・ 18
---------------------------------------	--------

別紙 2

資源物 (スチール缶プレス) 売払い単価契約 (10 月～12 月) 仕様書	・・・ 19
--	--------

別紙 3

資源物 (磁性物) 売払い単価契約 (10 月～12 月) 仕様書	・・・ 20
-----------------------------------	--------

別紙 4

資源物 (アルミガラ) 売払い単価契約 (10 月～12 月) 仕様書	・・・ 21
-------------------------------------	--------

1 入札から契約までのスケジュール

内容	日時	参照 ページ	備考
応募要領の配布	令和7年8月7日(木) から	3	応募要領は、市ホームページに掲載するほか、朝霞市クリーンセンタでも配布します。
質問書の提出	令和7年8月19日(火) 17時到着分まで有効	3	電子メールまたはFAXにて提出ください。 ※令和7年8月21日(木)までに回答します。 ※入札の仕様に関して不明点がある場合のみ提出してください。
入札参加申込書の提出	令和7年8月28日(木) 17時まで(必着)	3	今回は入札に参加を希望される方は全員提出が必要です。直接持参、特定記録郵便、配達確認のできる宅配便のいずれかで受付します。
参加資格審査	令和7年9月4日(木) までに発送	5	参加資格審査の結果、資格ありと認められた場合は「参加資格確認書」を発送します。
入札書の提出	令和7年9月11日9時から 令和7年9月17日17時まで	5	直接持参、特定記録郵便、配達確認のできる宅配便のいずれかで受付します。
開札	令和7年9月18日(木) 9時	6	開札結果は、電話で連絡するほか、開札日の翌日以降に市ホームページで公表します。
契約		7	落札者と契約を締結させていただきます。

2 案件一覧

今回入札する案件は、下表及び別紙 1～4 のとおりです。

それぞれの案件について、単価で予定価格を定めていますので、これを下回る価格での入札は無効となりますのでご注意ください。

現場説明会は開催しません。資源物の性状や現場状況などを事前に確認したい場合は、問い合わせ先（朝霞市資源リサイクル課）に日時を事前調整のうえ、現場にて確認することができます。

No.	資源物の名称	履行期間	予定数量	予定価格 (税抜単価)	形状
1	アルミ缶プレス	令和7年10月1日から 令和7年12月31日まで	57,800kg	190.00円/kg	プレス
2	スチール缶プレス		30,400kg	19.00円/kg	プレス
3	磁性物		121,400kg	15.00円/kg	バラ
4	アルミガラ		5,800kg	113.00円/kg	バラ

発注及び契約の正式件名は、No.1 であれば、「資源物（アルミ缶プレス）売払い単価契約（10月～12月）」のように、（ ）内に資源物の名称と履行期間が入ります。

3 応募から契約までの手続き

朝霞市では、一般廃棄物のうち資源として再生利用できるものの一部（以下、「資源物」といいます。）について、一般競争入札によって売払いの契約者を決定します。入札への参加を希望される方は、本応募要領を熟読の上で参加してください。なお、2 ページ「入札から契約までのスケジュール」と「案件一覧」により、日程と案件内容についてはご確認ください。

（１）応募要領の配布

応募要領は、市ホームページ内の資源リサイクル課のページに掲載するほか、朝霞市クリーンセンター窓口でも配布します。

〔配布場所〕 朝霞市クリーンセンター窓口（自動ドアを入ってすぐ左側）
閉庁日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
（ただし、12 時から 13 時の間を除きます。）

（２）質問書の提出

入札物件の仕様に関して不明な点がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。なお、入札の手続きで不明な点がある場合は、個別に回答いたします（電話等でも可）。

① 提出方法

質問書（様式第 7 号）により作成の上、電子メールまたは FAX で提出してください。

〔電子メールアドレス〕 sigen_risaikuru@city.asaka.lg.jp

〔FAX 番号〕 048-456-3655

② 質問への回答

すべての質問と回答を市ホームページに掲載します。

また、担当者のメールアドレスを記入された場合には、そのアドレスへ送付します。

（３）入札参加申込書の提出

入札への参加を希望される方は、入札参加申込書を提出してください。なお、資源物の性状や現場状況を確認したい場合は、「朝霞市資源リサイクル課」に日時を事前調整のうえ、現場にて確認することができます。

入札参加を希望する種類の有効期限内の「参加資格確認書」を持っている	既に「参加資格確認書」を持っているが、入札参加を希望する種類を追加したい。	「参加資格確認書」を持っていない。
↓	↓	↓
入札参加申込書の提出は必要ありません。	④の「イ」欄に示す書類を提出してください。	④の「ア」欄に示す書類を提出してください。

- ① 提出方法 朝霞市クリーンセンター窓口への直接持参、
特定記録郵便、配達確認のできる宅配便のいずれか

※提出される際は、提出期限（2 ページ参照）に遅れないように、配送に要する期間を考慮の
うで差し出してください。事故等により書類が届かなかった場合でも、異議申立ては受付し
ませんので、直接持参の方法の選択を含めて、よくご検討ください。

- ② 提出先 〒351-0033
埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45
朝霞市 資源リサイクル課
電話 048-456-1593

③ 提出書類

	提出書類	ア・新規申込		イ・種類追加	
		法人	個人	法人	個人
1	入札参加申込書（様式第1号）	○	○	○	○
2	身分証明書（市町村発行のもの）	×	○	×	×
3	誓約書（様式第2号）	○	○	○	○
4	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	×	×	×
5	直近の確定申告書（写し）	×	○	×	×
6	印鑑証明書	○	○	×	×
7	都県税の納税証明書、市町村税の納税証明書	○	○	×	×
8	委任状（様式第5号）	必要に より○	×	必要に より○	×

- ※ 2、4、6、7については、発行3ヶ月以内の原本とします。
 ※ 複数案件に参加する場合も、提出書類は応募者ごとに1部で結構です。
 ※ 提出書類は返却しません。
 ※ 提出された情報については適切に管理し、資源物売払いの入札・契約・履行に関する
こと以外には使用しません。

○納税証明書について

提出書類「7 納税証明書」の詳細は以下のとおりです。「滞納がないことの証明」の発行を
していない自治体の場合は、過去3年間の納税証明書を提出してください。

【法人の場合】

- ・都県税 法人事業税、法人県民（都民）税の滞納がないことの証明
- ・市町村税 法人市民（町民、村民）税の滞納がないことの証明

【個人の場合】

- ・都県税 個人事業税の滞納がないことの証明
- ・市町村税 市民（町民、村民）税の滞納がないことの証明

○契約権者と印鑑登録者が異なる場合

契約権者（入札書や契約書に押印される方）と印鑑登録者が異なる場合には、委任状（様式第5号）を添付して提出してください。

（例）入札・契約される方が支店長で、印鑑登録は代表取締役社長印の場合など。

(4) 参加資格審査

今回、入札参加申込書が提出されたものについて、参加資格審査を実施します。参加資格の有無は、資源物の種類ごとに判断します。審査の結果、資格を有すると認められた応募者には、参加資格確認書を発送します。また、資格の有効期限は特別な事情がない限り令和9年3月31日までとしますので、それまでの間に朝霞市が実施する同種の資源物の売払い入札に有効となります。

(5) 入札書の提出

① 実施方法

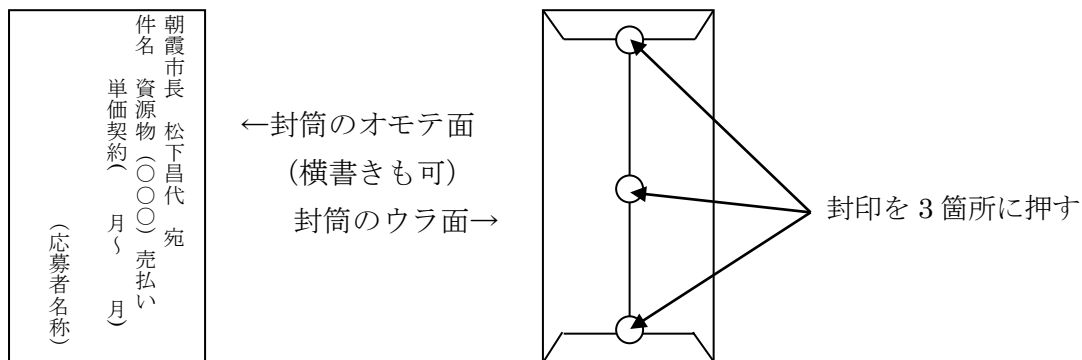
入札は、案件ごとに分けて実施します。

② 入札書の提出方法

入札書は、朝霞市クリーンセンター窓口への直接持参、特定記録郵便、配達確認のできる宅配便のいずれかで提出してください。

③ 入札書についての注意事項

- ・提出される際は、配送に要する期間を考慮のうえ、提出期間内（2 ページ参照）に到着するよう差し出してください。提出期間以外に到着したものは無効とします。事故等により書類が届かなかった場合でも異議申し立ては受付しませんので、直接持参の方法の選択を含めて、よくご検討ください。
- ・入札書は様式第3号を使用してください。売払いはすべて単価契約となりますので、入札金額見積内訳書（様式第4号）に記入押印のうえ、案件ごとに入札書と一緒に封筒に入れてください。
- ・入札書及び入札金額見積内訳書は、案件ごとに封筒に入れて封をしてください。オモテ面には「朝霞市長 松下昌代 宛」「件名 資源物（〇〇〇）売払い単価契約（ 月～ 月）」及び応募者名称を記入し、ウラ面は図のとおり代表者印で封印をしてください。〇〇〇の部分には、資源物の名称等を記入してください。
- ・応募者名称は、封筒に印刷されている社名でも構いません。



- ・入札書を直接持参以外の方法で提出される場合は、封をした封筒を別の送付用封筒に入れて差し出してください。

④ 入札金額

入札書（様式第 3 号）に記載する金額は、単価に予定数量を乗じた合計金額としてください。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数第 3 位を四捨五入し小数第 2 位までの金額とする。）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積した入札金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。入札案件の資源物には、それぞれ予定価格（2 ページ参照）が設定されています。予定価格を下回る入札は無効となりますので、ご注意ください。

⑤ 提出先 〒351-0033

埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45

朝霞市 資源リサイクル課

電話 048-456-1593

⑥ 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1 入札に参加する資格のない者が行った入札
- 2 同一の入札において 2 つ以上の入札を行ったとき
- 3 不正行為による入札
- 4 入札書の内容、氏名、印影または重要な文字が誤脱し、または不明確なとき
- 5 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- 6 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- 7 予定価格を下回る金額での入札。

⑦ その他

- 1 提出した入札書は、その理由の如何を問わず、書き換え・引き換え・撤回することはできません。
- 2 入札を公平かつ公正に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることがあります。
- 3 入札保証金は、免除します。（参加資格確認書が発行されていることが条件です。）

（6）開札

① 開札の実施

入札物件の開札を実施します。開札に来場されなくても、手続きのうえで特に問題はありませんが、当日は担当者の方と連絡が取れるようにしておいてください。

＜開札場所＞ 朝霞市クリーンセンター 3階会議室

※受付窓口へお越しいただければ、会場までご案内します。

※都合により会場を変更することがあります。変更する場合は、当日ご案内いたします。

開札会場には、入札参加者 1 者（社）につき 1 名に限り入場することができます。入場の際には参加資格確認書を確認させていただきますので、忘れずに持参してください。なお、参加資格確認書をお持ちであれば、代理の方でも入場できます。

② 落札者の決定

- 1 最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。開札に来場されていない場合は、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない本市職員がくじを引き、落札者を決定します。
- 3 後日、落札者の入札が無効であると確認された場合には、次に高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 4 有効な入札を行った者が1者の場合は、その入札者を落札者とします。

③ 結果の通知

- 1 開札の結果は、開札日の翌日以降に市ホームページで公表します。
- 2 ご担当者あてに、開札日の当日中に開札の結果を電話でお知らせします。
- 3 開札の結果は、物件ごとに、落札者の名称と落札金額を公表します。

④ 落札者の決定取り消し

- 1 落札者が下記のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消すものとします。
 - ア 落札後に申込書等への虚偽の記載があったことが判明したとき
 - イ 落札者が著しく社会的信用を損なう行為等をしたことにより、契約の相手方としてふさわしくないと本市が判断したとき
- 2 上記のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の入札をした者と随意契約交渉を行うものとします。
- 3 落札者都合で契約を辞退したとき、又は同一の者が複数の案件の落札者となり、一部案件の契約を辞退したときには、該当案件入札日から一年間、入札参加資格申請に応募できませんのでご注意ください。

(7) 契約

- 1 落札者決定後、売払い契約を締結します。
- 2 契約書に綴じ込む書類は資源リサイクル課でお渡ししますので、袋とじ及び押印のうえ、資源リサイクル課まで提出してください。
- 3 契約保証金は、免除とします。
- 4 契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の率に変動が生じた場合には、新税率が適用され、契約金額に相当する消費税額等を加減するものとします。

(8) 売払い代金の納付

- 1 売払い代金は、1か月ごとに納付していただきます。
- 2 毎月1日から末日までの引取合計数量に、契約単価（1kg当たりの消費税抜単価）を乗じて得られた金額の100分の110が納付額となります。納付額に1円に満たない端数が出た場合は、端数を切り捨てます。
- 3 納付は、市が発行する納付書により納付していただきます。納付できる窓口は、市役所、支所、出張所のほか、金融機関等（三菱UFJ銀行・三井住友銀行は利用できません）です。

4 入札参加資格要件

次の要件を満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号～第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては埼玉県内、東京都内、千葉県内のいずれかに本店、支店または営業所を有し、個人にあつては埼玉県内、東京都内、千葉県内のいずれかで事業を営んでいること。
- (5) 入札日までの過去 2 年間に、国または地方公共団体（一部事務組合等を含む）と種類及び規模について同等以上の契約を 2 件以上履行した実績を有すること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生の申立てをしていない者であること。
- (7) 市県都民税（法人の場合は法人市民税・法人県（都）民税・法人事業税）の滞納がないこと。

5 問い合わせ先

「2 案件一覧」に示す案件の入札に関する資格審査、入札、契約等に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

〒351-0033

埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45

朝霞市 資源リサイクル課

電話 048-456-1593 FAX 048-456-3655

電子メール sigen_risaikuru@city.asaka.lg.jp

※祝日を除く月曜～金曜の 8:30～17:15 の間に受付いたします。

入札参加申込書

年 月 日

朝霞市長 宛

申込者 〳 ー
住 所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名



朝霞市資源物売払い入札について、応募要領を承知の上、参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

添付書類 (提出する書類に○を記入してください。)

提出	書類名	新規申込		種類追加	
		法人	個人	法人	個人
	身分証明書 (市町村発行)	×	○	×	×
	誓約書 (様式第 2 号)	○	○	○	○
	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	×	×	×
	直近の確定申告書 (写し)	×	○	×	×
	印鑑証明書	○	○	×	×
	都県税・市町村税の納税証明書	○	○	×	×
	委任状 (様式第 5 号)	※	×	※	×

(注意) ※印の欄は、必要な場合のみ提出してください。

入札の参加を希望する資源物の種類 (希望するものすべてに○をつける)

アルミ缶プレス	スチール缶プレス	磁性物	アルミガラ	コード類
---------	----------	-----	-------	------

(本件申し込みの担当者) 電子メールの記入は任意です。

社名・部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メール	

誓 約 書

年 月 日

朝霞市長 宛

申込者 千 一
住 所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名



朝霞市資源物売払い入札への参加申し込みにあたり、以下の事項について相違ないことを確約し、貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。

記

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に掲げられた者ではありません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団関係業者を利用しておりません。役員・使用人等は暴力団関係者ではありません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではありません。
- (4) 法人：埼玉県内、東京都内、千葉県内のいずれかに本店・支店または営業所を有しています。
個人：埼玉県内、東京都内、千葉県内のいずれかで事業を営んでいます。
- (5) 国または地方公共団体 (一部事務組合等を含む) と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去 2 年間の間に 2 回以上、すべて誠実に履行しています (詳細は裏面別表)。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生の申立てはしておりません。
- (7) 市県都民税 (法人の場合は法人市民税・法人県 (都) 民税・法人事業税) を滞納していません。
- (8) 応募にあたっては、応募要領を承知したうえで参加します。

(注意) 裏面別表 1 も必ず記載してください。

別表 1

国又は地方公共団体（一部事務組合等を含む）と
種類及び規模をほぼ同じくする契約等の実績一覧

	契約の相手方	契約件名	資源物の種類	総重量	契約期間
例	朝霞市	資源物（磁性物） 売払い（7月～9月）	磁性物	120,000kg	R6.7.1～ R6.9.30
1					
2					
3					
4					
5					
6					

（注意）

- ・入札の参加を希望する資源物の種類ごとに、2件の契約実績を記入してください。
（例：アルミ缶プレスと磁性物の参加を希望される場合、それぞれ2件ずつ実績を記入してください。）
- ・朝霞市以外との契約の場合は、当該契約の契約書の表紙の写しを添付してください。
- ・「資源物の種類」の欄は、「アルミ缶プレス」「スチール缶プレス」「磁性物」「アルミガラ」「コード類」のいずれかを記入してください。複数種類をまとめた契約の場合、種類ごとに分けて記入してください。
- ・「総重量」の欄は、期間中の売払い（買受）数量の合計を記入してください。
- ・「入札日から過去2年以内のいずれか1日以上」を契約期間に含む実績を記入してください。
- ・入札日時点で契約期間途中のものは、記入しないでください。ただし、期間を定めない契約および契約期間が6か月以上あり入札日時点で3か月以上履行している場合を除きます。
- ・期間を定めない契約の場合、入札日から過去2年以内の任意の3か月の実績を記入してください。この場合、同一の契約で異なる3か月の実績の場合、それぞれ別の実績とみなします。
- ・アルミガラの契約実績については、アルミ缶プレスの実績でも実績とみなします。
- ・コード類の契約実績については、コード類のみでの契約実績でなくコード類を含んだ引取であった契約についても実績とみなします。

入 札 書

件 名	資源物（ ）売払い単価契約（10月～12月）
-----	------------------------

資源物売払い（買取）金額（総額）									
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	銭

朝霞市資源物売払い入札について、応募要領その他関係書類の内容を熟知のうえ、入札します。

年 月 日

住 所
(所在地)

法人名
(個人名)



朝霞市長 宛

(注意)

- 1 入札書は、案件ごとに作成してください。
- 2 金額は算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 3 金額の訂正されたものは無効とします。
- 4 見積した金額の110分の100に相当する単価に予定数量を乗じた総額(入札金額見積内訳書の①)を記入してください。
- 5 金額に1円未満の端数が生じた場合、小数第3位を四捨五入して小数第2位までご記入ください。
- 6 封筒には、様式第4号を必ず同封してください。

入札金額見積内訳書
(単価契約用)

件 名	資源物 () 売払い単価契約 (10 月～12 月)
-----	-----------------------------

単 価		予定数量		合計金額
_____ (円/kg)	×	_____ (kg)	=	_____ (円) …①

(注意)

- 1 入札書には、①の金額を記入してください。
- 2 単価は、見積した金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。
- 3 予定数量は、応募要領 2 ページに記載されている予定数量を記入してください。

年 月 日

住 所
(所在地)

法人名
(個人名)



朝霞市長

宛

(様式第 5 号) A4 版片面印刷

委 任 状

私は、
を代理人と定め、朝霞市資源物売払いの入札及び契約に関する一切の権限を委任します。

受任者（代理人）使用印



年 月 日

委任者 所在地

氏 名



受任者 所在地

氏 名

朝霞市長 宛

(注意)

この書類は、契約権者と印鑑登録者が異なる場合のみ提出してください。

例 契約権者が支店長で、印鑑登録が代表取締役社長印の場合など。

(様式第 7 号) A4 版片面印刷

質 問 書

年 月 日

朝霞市長 宛

申込者 〳 ー
住 所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名

印

担当者 氏 名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

朝霞市資源物売払い入札について、下記のとおり質問します。

質問番号	質問内容
1	
2	
3	

(注意)

- 1 質問は、共通事項でない場合は、必ず資源物の種類を明記してください。
- 2 質問のない場合、提出の必要はありません。
- 3 書ききれない場合は、別紙を添付することもできます。

(契約書案) 資源物(〇〇〇〇) 売払い単価契約(月～ 月) 契約書

朝霞市(以下「発注者」という。)と△△△(以下「受注者」という。)とは、発注者が受注者に供給し、受注者が買い受ける資源物について次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 件 名: 資源物(〇〇〇〇) 売払い単価契約(月～ 月)

(2) 単 価: 〇〇〇〇 1kg 当り △△. △△円(税抜単価)

※本契約締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正により消費税等の率に変動が生じ、本契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、この契約を何ら変更することなく、契約金額に相当する消費税額等を加減するものとする。

(3) 履行期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日

(4) 取引場所: 朝霞市大字浜崎390-45(朝霞市クリーンセンター)

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、朝霞市契約規則第17条第5号の規定により免除する。

(重機の利用)

第3条 受注者は、発注者所有の重機を利用するにあたっては、事故等に十分配慮して作業を行うものとする。

また、万一事故等が生じた場合、受注者は速やかに発注者に報告するとともに損害賠償の責を負うものとする。なお、第三者に損害を及ぼした時は、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについてはこの限りではないが、受注者が善良な管理者の注意を怠ったことにより生じたものについては、受注者がその費用を負担する。

(計量)

第4条 受注者は、発注者の売払資源物を発注者の職員の立会いのもとに計量しなければならない。

(納入方法)

第5条 受注者は、前条の計量終了後、適宜引き取るものとする。

2 受注者は、第1条第3号の履行期間中、当該月末までに当該月分を引き取るものとする。この場合、受注者は、納入書を持って、その旨を発注者に通知するものとする。

(危険負担)

第6条 前条第1項の引き取り後に生じた、現品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(代金支払)

第7条 受注者は、発注者の発行する納入通知書により、発注者の指定する日までに、納入するものとする。

2 受注者は、各月ごとに前月分の引き取り合計数量に単価を乗じて得た金額の100分の110に相当する額を支払うものとする。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(支払遅滞の場合における違約金)

第8条 発注者は、受注者が前条に規定する期日までに支払いをしない場合は、その日の翌日から起算して遅延日数に応じ、違約金として徴収することができる。

2 前項の違約金は、支払代金に対し遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(事情変更)

第9条 発注者は、必要があるときは、納入方法の変更、又は引き取りの中止をすることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者受注者協議のうえ契約単価の変更を行うことができるものとする。

(解除等)

第10条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、発注者は、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約に違反したとき。

(2) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

2 第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は発注者にその損失の補償を求めることができない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的で供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

朝霞市

朝霞市長 松下昌代 印

受注者

別紙 1

資源物（アルミ缶プレス）売払い単価契約（10月～12月）仕様書

1. 件 名 資源物（アルミ缶プレス）売払い単価契約（10月～12月）
2. 履行期間 自 令和7年10月1日 至 令和7年12月31日
3. 取引場所 朝霞市大字浜崎390-45（朝霞市クリーンセンター）
4. 業務内容 一般廃棄物のうち、アルミ缶プレスの運搬及び処理業務
 - 1) アルミ缶プレス（アルミ缶を圧縮したもののサイズ60cm×60cm×12cm）は、クリーンセンターのストックヤードより回収し、トラックスケールにより計量を受けるものとする。
※1パレットにつき、アルミ缶プレスが、30～40個載っている。
※パレットは、クリーンセンター所有物のため、アルミ缶プレス積載後要返却
 - 2) 積込み、運搬、処理については、受注者の責務とする。
 - 3) クリーンセンターから指示があった際に速やかに回収する。
5. 提出書類
 - 1) 契約締結時に次の書類を提出すること。
 - ①実施計画書（引取った資源物の流れがわかるもの）
 - ②使用車両一覧及び車検証の写し
（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要）
 - ③使用車両の写真（前・後）
 - 2) 業務を行った翌月の10日までに次の書類を提出すること。
 - ①業務報告書
6. 特記事項
 - 1) 上記委託に必要な機械の購入及び消耗品費、光熱水費については受注者の負担とする。
 - 2) 運搬中の廃棄物の飛散及び落下等を防止するための安全対策に十分留意する。
 - 3) 積込みにあたっては、朝霞市クリーンセンターの重機（フォークリフト）を使用できるものとし、重機（フォークリフト）を使用するにあたっては、事故等に十分配慮して作業を行うものとする。
また、万一事故等が生じた場合、速やかに報告するとともに損害賠償の責を負うものとする。なお、第三者に損害を及ぼした時は、その損害を賠償しなければならない。
 - 4) 受注者以外が使用者となる車両で運搬を行う場合には、事業用として登録されている車両（いわゆる青ナンバー）を使用しなければならない。
 - 5) 本仕様書に明記されていない事項で、必要と認めるものについては受注者の責任において実施しなければならない。
 - 6) 受注者は関係法令を遵守する。

予定数量 10月から12月予定数量の合計 57,800 kg

別紙2

資源物（スチール缶プレス）売払い単価契約（10月～12月）仕様書

1. 件 名 資源物（スチール缶プレス）売払い単価契約（10月～12月）
2. 履行期間 自 令和7年10月1日 至 令和7年12月31日
3. 取引場所 朝霞市大字浜崎390-45（朝霞市クリーンセンター）
4. 業務内容 一般廃棄物のうち、スチール缶プレスの運搬及び処理業務
 - 1) スチール缶プレス（スチール缶を圧縮したもの サイズ60cm×60cm×12cm）は、クリーンセンターのストックヤードより回収し、トラックスケールにより計量を受けるものとする。
※1パレットにつき、スチール缶プレスが、30～40個載っている。
※パレットは、クリーンセンター所有物のため、スチール缶プレス積載後要返却
 - 2) 積込み、運搬、処理については、受注者の責務とする。
 - 3) クリーンセンターから指示があった際に速やかに回収する。
5. 提出書類
 - 1) 契約締結時に次の書類を提出すること。
 - ①実施計画書（引取った資源物の流れがわかるもの）
 - ②使用車両一覧及び車検証の写し
（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要）
 - ③使用車両の写真（前・後）
 - 2) 業務を行った翌月の10日までに次の書類を提出すること。
 - ①業務報告書
6. 特記事項
 - 1) 上記委託に必要な機械の購入及び消耗品費、光熱水費については受注者の負担とする。
 - 2) 運搬中の廃棄物の飛散及び落下等を防止するための安全対策に十分留意する。
 - 3) 積込みにあたっては、朝霞市クリーンセンターの重機（フォークリフト）を使用できるものとし、重機（フォークリフト）を使用するにあたっては、事故等に十分配慮して作業を行うものとする。
また、万一事故等が生じた場合、速やかに報告するとともに損害賠償の責を負うものとする。なお、第三者に損害を及ぼした時は、その損害を賠償しなければならない。
 - 4) 受注者以外が使用者となる車両で運搬を行う場合には、事業用として登録されている車両（いわゆる青ナンバー）を使用しなければならない。
 - 5) 本仕様書に明記されていない事項で、必要と認めるものについては受注者の責任において実施しなければならない。
 - 6) 受注者は関係法令を遵守する。

予定数量 10月から12月予定数量の合計 30,400 kg

別紙 3

資源物（磁性物）売払い単価契約（10月～12月）仕様書

1. 件 名 資源物（磁性物）売払い単価契約（10月～12月）
2. 履行期間 自 令和7年10月1日 至 令和7年12月31日
3. 取引場所 朝霞市大字浜崎390-45（朝霞市クリーンセンター）
4. 業務内容 一般廃棄物のうち、磁性物の運搬及び処理業務
 - 1) 磁性物（粗大ごみ処理施設で破砕した際の金属類）は、クリーンセンターのストックヤードより回収し、トラックスケールにより計量を受けるものとする。
 - 2) 積込み、運搬、処理については、受注者の責務とする。
 - 3) クリーンセンターから指示があった際に速やかに回収する。
5. 提出書類
 - 1) 契約締結時に次の書類を提出すること。
 - ①実施計画書（引取った資源物の流れがわかるもの）
 - ②使用車両一覧及び車検証の写し
（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要）
 - ③使用車両の写真（前・後）
 - 2) 業務を行った翌月の10日までに次の書類を提出すること。
 - ①業務報告書
6. 特記事項
 - 1) 上記委託に必要な機械の購入及び消耗品費、光熱水費については受注者の負担とする。
 - 2) 運搬中の廃棄物の飛散及び落下等を防止するための安全対策に十分留意する。
 - 3) 積込みにあたっては、朝霞市クリーンセンターの重機（ホイールローダ）を使用できるものとし、重機（ホイールローダ）を使用するにあたっては、事故等に十分配慮して作業を行うものとする。
また、万一事故等が生じた場合、速やかに報告するとともに損害賠償の責を負うものとする。なお、第三者に損害を及ぼした時は、その損害を賠償しなければならない。
 - 4) 受注者以外が使用者となる車両で運搬を行う場合には、事業用として登録されている車両（いわゆる青ナンバー）を使用しなければならない。
 - 5) 本仕様書に明記されていない事項で、必要と認めるものについては受注者の責任において実施しなければならない。
 - 6) 受注者は関係法令を遵守する。

予定数量 10月から12月予定数量の合計 121,400 kg

別紙 4

資源物（アルミガラ）売払い単価契約（10月～12月）仕様書

1. 件 名 資源物（アルミガラ）売払い単価契約（10月～12月）
2. 履行期間 自 令和7年10月1日 至 令和7年12月31日
3. 取引場所 朝霞市大字浜崎390-45（朝霞市クリーンセンター）
4. 業務内容 一般廃棄物のうち、アルミガラの運搬及び処理業務
 - 1) アルミガラ（フレキシブルコンテナバッグ入り）は、クリーンセンターの粗大ごみ処理施設前より回収し（地上渡し）、トラックスケールにより計量を受けるものとする。なお、回収時のフレキシブルコンテナバッグは、受注者が用意する。
 - 2) 積込み、運搬、処理については、受注者の責務とする。
 - 3) クリーンセンターから指示があった際に速やかに回収する。
5. 提出書類
 - 1) 契約締結時に次の書類を提出すること。
 - ①実施計画書（引取った資源物の流れがわかるもの）
 - ②使用車両一覧及び車検証の写し
（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要）
 - ③使用車両の写真（前・後）
 - 2) 業務を行った翌月の10日までに次の書類を提出すること。
 - ①業務報告書
6. 特記事項
 - 1) 上記委託に必要な機械の購入及び消耗品費、光熱水費については受注者の負担とする。
 - 2) 運搬中の廃棄物の飛散及び落下等を防止するための安全対策に十分留意する。
 - 3) 積込みにあたっては、朝霞市クリーンセンターの重機（フォークリフト）を使用できるものとし、重機（フォークリフト）を使用するにあたっては、事故等に十分配慮して作業を行うものとする。
また、万一事故等が生じた場合、速やかに報告するとともに損害賠償の責を負うものとする。なお、第三者に損害を及ぼした時は、その損害を賠償しなければならない。
 - 4) 受注者以外が使用者となる車両で運搬を行う場合には、事業用として登録されている車両（いわゆる青ナンバー）を使用しなければならない。
 - 5) 本仕様書に明記されていない事項で、必要と認めるものについては受注者の責任において実施しなければならない。
 - 6) 受注者は関係法令を遵守する。

予定数量 10月から12月予定数量の合計 5,800 kg